



ますだすまいる 通信



益田市市民活動支援センター

<助成金情報>

福祉・医療	第6期 手のひらパートナープログラム	環境	平成30年度地球環境基金助成金
難病患者さんの「生活の質向上」のために、難病患者団体、支援団体が実施する活動への助成金プログラム 【助成金額】500万円(上限) 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】11月15日		環境保全活動(実践活動、知識の提供・普及、調査 研究等)に対し、助成金の交付を行います。 【助成金額】50~1,200万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】12月11日	
【発信元】(公社)日本フィランソピー協会 【URL】 http://www.philanthropy.or.jp/tenohira/06/		【発信元】(独)環境再生保全機構 【URL】 http://www.erca.go.jp/	
福祉・医療	アステラス・スターライトパートナー患者会助成	文化	子ども 平成30年度 伝統文化親子教室事業
患者会が自立・自主性が発揮できるよう側面的支援に取り組み、患者会の持続的発展を促すことを目的としています。 【助成金額】総額1,000万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】12月22日		次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、日本舞踊、華道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行います。 【助成金額】50万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】11月17日	
【発信元】アステラス製薬株式会社 【URL】 https://acsprtnavi.c-nuage.jp/~astellas_slp/as/application/toppage		【発信元】伝統文化親子教室事業事務局 【URL】 http://oyakokyoshitsu.jp/	
福祉・医療	平成30年度福祉助成金 障がい者福祉助成金	文化	文化の国際交流活動に対する助成
障がいのある方々の福祉増進を目的とした事業活動を支援する助成金事業を行っています。 【助成金額】50~200万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】11月30日		以下の①~⑤のすべてを満たす事業を助成します。 ①平成30年度に実施する事業であること ②実施主体が日本国内に所在する団体であること ③実施主体がアマチュアであること ④実施事業が「音楽」「郷土芸能」の分野であること ⑤実施事業が派遣もしくは招聘を通じた国際交流事業であること 【助成金額】50万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】11月30日	
【発信元】(公財)ヤマト福祉財団 【URL】 http://www.yamato-fukushi.jp/		【発信元】(公財)三井住友海上文化財団 【URL】 http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/index.php	
文化	芸術活動助成金	※各種助成金の詳細については、 発信元のホームページをご覧ください。	
音楽界、美術展覧会等への助成を通じて、文化、芸術等の発展、向上に寄与することを目的とします。 ○音楽分野:クラシック音楽、オペラ・バレエ、邦楽、能・文楽・歌舞伎などの公演 ○美術分野:絵画、彫刻、映像、写真など美術作品の展覧会 【助成金額】50万円 【対象団体】NPO法人 市民活動団体 【申込締切】11月30日			
【発信元】(公財)三井住友海上文化財団 【URL】 http://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/index.php			



益田川クリーンナップ大作戦

平成29年11月26日(日)

集合時間 8:00
 集合場所 吉田小学校校庭
 作業場所 益田川新大橋(9号線)から月見橋まで
 作業時間 8:30から終了まで

長靴・軍手を用意してお越しください!

清流日本一となった高津川と比較して、益田川環境はいまひとつ... 市街地を流れ、市民の散歩コース・子どもの通学路にもなっているこの川を、そろそろ何とかしたいと思っている人が集まれる企画です! みなさんのご参加をお待ちしております。

- 併設展示・イベント
- ◆川にやさしいせつけん販売
 - ◆益田川のいきもの紹介
 - ◆下水道に関する展示
 - ◆益田川の水質について
 - ◆シジミ汁配布

- 主催** 益田川と海をつなぐ自然環境保全活動組織 (NPO法人アンダンテ21、JFしまね益田蛤の会、津田浦会)
- 共催** 益田川水環境再生協議会 (益田市、益田県土整備事務所、益田保健所、ダイワボウレーヨン、益田市地球温暖化対策地域協議会、NPO法人コアラッチ)



発行元：益田市市民活動支援センター

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課内
 TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708
 Eメール:npo@city.masuda.lg.jp



寄付金配分団体募集

2017年度 中国ろうきんNPO寄付システム

「中国ろうきんNPO寄付システム」では、県民のみなさんから中国労働金庫を通じて寄せられた寄付金を県内NPO法人に配分することで、その活動や基盤づくりを支援しています。

配分金額

1団体5万円(※一部10万円)

対象団体

島根県内のNPO法人
過去に何度かご応募・配分を受けられた団体も、再度ご応募いただけます。

応募締切

2017年11月30日(木)16:00必着

対象経費

使途に制限は設けません。

まずは法人の定款と見比べ、
どの分野に応募できるか確認してみましょう

2017年度の募集分野・募集件数

[募集分野]	[団体数]	[配分金額]
■ 保健・医療・福祉の増進を図る活動	5団体	5万円
■ 環境の保全を図る活動	1団体	5万円
■ 子どもの健全育成を図る活動	5団体	10万円
	3団体	5万円
■ 災害救護活動	2団体	5万円
■ 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動	3団体	5万円
■ まちづくりの推進を図る活動	2団体	5万円
■ NPO支援の活動	2団体	5万円
■ 地域安全活動	1団体	5万円
■ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1団体	5万円
■ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1団体	5万円
■ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	1団体	5万円
■ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	1団体	5万円
■ 消費者の保護を図る活動	5分野から 2団体	5万円
■ 国際協力の活動		
■ 社会教育の推進を図る活動		
■ 経済活動の活性化を図る活動		
■ 観光の振興を図る活動		

応募方法

応募書類を当財団まで郵送または直接お持ちください。
応募は1団体につき1分野に限ります。
また、定款に記載の分野に限りますのでご注意ください。

【応募用紙は以下からダウンロードできます】

ふるさと島根定住財団ホームページ
→<http://www.teiju.or.jp>

県民活動応援サイト「島根いきいき広場」
→<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

お問合せ

(公財)ふるさと島根定住財団

地域活動支援課(しまね県民活動支援センター)
中国ろうきんNPO寄付システム担当(塩治・吉留・森山)

TEL: 0852-28-0690

FAX: 0852-28-0692

E-mail: shimane@teiju.or.jp

中国ろうきんNPO寄付システムは
中国5県のNPO中間支援組織が
運営しています。

中国地方地域づくり等助成事業募集

中国地方の豊かな自然や文化を活かし、地域の交流・連携による一体的で活力ある地域づくりを行うには、地域の知恵や工夫と積極的かつ意欲的な取り組みが最も重要となっています。

一般社団法人中国建設弘済会は、「中国地方地域づくり等助成制度」を創設し、平成15年度より地域づくりに取り組むボランティア活動に対し、助成制度を行っています。

募集対象事業

国土交通省が実施する施策や整備事業等に関与し、将来的にも社会資本整備に繋がる地域づくり、環境保全、防災等の事業。

応募方法

応募用紙は、(一社)中国建設弘済会のホームページよりダウンロードしてください。

 <<http://www.ccba.or.jp>>

募集期間

平成29年11月1日(水)~12月28日(木)

お問合せ先

一般社団法人 中国建設弘済会 島根支部

TEL: 0853-20-7133

NPO法人事務力検定に挑戦しました!

市民活動支援センターは、8月と9月に行われたNPO法人事務局セミナーにて、経理・登記・労務・所轄庁手続きなどのNPO法人の皆さんが日頃行っている事務処理について学んできました。

その後、10月5日に行われたNPO法人事務力検定に挑戦しました。正式な結果はまだ出ていませんが、自己採点の結果は合格!所轄庁として、市民活動支援センターとしての自信を得ることが出来ました。

このセミナーを受けてから、定款がすんなり読めるようになってきました。益田市のNPO法人全ての定款を読み直し、今までの法改正で変更された部分等も含め確認を行ったところ思いのほか多くの間違いを発見!法改正による定款変更を機に直していただこうと思っております。今後、勉強会も兼ねた定款変更前のプチ講座を行い、セミナーで習ったことや、定款変更での確認してほしい部分など、伝えていきたいです。

(市民活動支援センター 桑原)



NPOヒント

~平成26年度版 NPO虎の巻 より抜粋~

NPO法人の理事長に役員報酬ではなく、一般の従業員と同様、

「給与」を支払うことが出来るのでしょうか?

NPO法上は、役員が、職員の立場と兼務することにより、職員と同等の条件で給料を受け取る場合には、「役員報酬」としてではなく「給与」として処理することが可能です。ただし、監事は職員の立場を兼ねることが出来ません。

一方、法人税法上は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事等については、使用人兼務役員にはなれませんので、これらの方々に支払う報酬はたとえ給与として支払ったとしても全額「役員報酬」と看做される可能性があります。その他の理事については使用人兼務役員となることが原則として認められます。

法人税法上、役員報酬は毎月定額支給分が損金(税務上の経費)となりますが、定額分を超える額については税務申告上の経費とならない可能性があることに注意が必要です。